



# 長野県報

3月27日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2861号

## 目 次

### 規 則

被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課）	2
長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則（県立大学設立準備課）	2
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障がい者支援課）	2
森林組合法施行細則の一部を改正する規則（信州の木活用課）	3
県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則（建築住宅課公営住宅室）	3
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課）	3
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則（教育政策課）	3
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課）	4
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則（高校教育課）	4
特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（特別支援教育課）	5
指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則（教学指導課）	5
長野県短期大学付属幼稚園規則を廃止する規則（教育政策課）	6
長野県青年の家規則を廃止する規則（文化財・生涯学習課）	6

### 告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	6
自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）	6
自然公園法に基づく公園事業の変更及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）	6
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水課）	7
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（資源循環推進課）	7
共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正（農業政策課）	7
農村地域工業等導入促進対策事業補助金交付要綱の廃止（農業政策課）	8
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正（園芸畜産課）	8
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	8
公共測量の実施（建設政策課）	8
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	9
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	9

### 公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	9
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧（農地整備課）	10
建設業法に基づく処分（建設政策課）	10

### 訓 令

職員の人事評価等に関する規程の一部改正（職員キャリア開発センター）	10
長野県子ども・若者育成支援推進本部設置規程の一部改正（次世代サポート課）	10
正 誤（森林づくり推進課）	10



被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第10号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(14)の項中「若しくは助教又は短期大学付属幼稚園の教諭」を「又は助教」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**職員課**

長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第11号

長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

長野県短期大学の授業料等に関する規則（昭和52年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県短期大学の授業料及び入学料に関する規則

第1条中「、保育料、」を「及び」に改め、「及び入園料」を削る。

第2条第1項中「第4条」を「第3条」に改め、同条第2項中「学長が、保育料及び入園料は園長」を「、学長」に改める。

第3条第1項中「第5条第2項」を「第4条第2項」に、「したがい」を「従い」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第7条」を「第6条」に改め、「及び保育料」を削り、「したがい」を「従い」に改め、同条第1号中「、卒業（）」を「、又は卒業（）」に、「し、又は退園したとき」を「したとき」に、「卒業し、又は退園」を「又は卒業」に改め、同条第2号中「し、又は休園」を削り、「休学又は休園」を「休学」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第4条とする。

第6条第1項中「前条第4号」を「前条第3号」に改め、「又は保育料」を削り、「授業料（保育料）減免申請書」を「授業料減免申請書」に改め、「（幼稚園にあつては、園長。次項において同じ。）」を削り、同条を第5条とする。

第7条中「又は保育料の減免を」を「の減免を」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「及び保育料」及び「及び第4条」を削り、同条第1号中「又は保育料」を削り、同条第2号中「第6条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「及び保育料」を削り、同条中「第8条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、「及び保育料」を削り、同条第1号中「第5条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第2号中

「第5条第2号」を「第4条第2号」に改め、同条を第7条とする。

別記様式中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に、「授業料（保育料）減免申請書」を

「授業料減免申請書」に、「学年（組）」を「学年」に、「（保育料）を納める」を「を納める」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**県立大学設立準備課**

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第12号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に、「第16条—第18条」を「第17条—第19条」に、「第19条—第21条」を「第20条—第22条」に改める。

第8条中「及び第12条第2項」を削る。

第11条第1項中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改める。  
第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条中「第13条の」を「第14条の」に、「第13条第1項第1号」を「第14条第1項第1号」に改め、同条を第20条とし、第5章中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第4章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（条例第59条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下この号及び第5項において同じ。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第4章中第13条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（障害福祉サービス経験者の資格要件）

第13条 条例第59条第1項第1号に規定する規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したものとする。

附則第4項中「が行う場合にあっては、」を「（以下この項において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が行う場合における」に、「係る」を「係る基準及び当該事業が放課後等デイ

サービスに係る場合における従業者に係る」に、「及び第50条第1項」を「、第50条第1項及び第59条並びにこの規則第13条及び第14条」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、条例第59条並びにこの規則第13条及び第14条の規定については、当該事業が放課後等デイサービスに係る場合（指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合を除く。）に限り準用するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

障がい者支援課

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第13号

##### 森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び法第109条第3項」を削る。

第3条中「及び法第109条第4項」を削る。

第4条及び第5条中「及び法第109条第5項」を削る。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

##### （組織変更の認可申請）

第6条 法第100条の8第1項の規定により認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 組織変更計画
- (2) 総会議事録謄本
- (3) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (4) 定款
- (5) 法第100条の3第6項において準用する法第66条第2項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

2 前項の規定は、法第100条の16の規定により認可を受けようとするときについて準用する。この場合において、同項第5号中「第100条の3第6項」とあるのは、「第100条の18」と読み替えるものとする。

別記様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

信州の木活用課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第14号

##### 県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を

次のように改正する。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号」に改める。

別表第1の1中「常盤上一団地 かるま団地」を「常盤上一団地」に、「広丘団地 君石団地」を「君石団地」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

#### 長野県教育委員会規則第1号

##### 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「青年の家（第28条・第29条）」を「削除」に改める。

第5条第1号中「（長野県短期大学付属幼稚園を除く。第6号及び第17条において同じ。）」を削る。

第10条第14号中「、青年の家」を削る。

第18条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3章第5節を次のように改める。

#### 第5節 削除

##### 第28条及び第29条 削除

第30条中「、団体宿泊訓練を行い」を削る。

別表第4を次のように改める。

##### （別表第4） 削除

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

#### 長野県教育委員会規則第2号

##### 長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(4)中「第6号」を「第5号」に改める。

別表第6の1を削り、同2を同1とし、同3を同2とし、同4の(1)中「事務局等職員」の次に「並びに県立中学校及び高等学校（長野県中野立志館高等学校、長野県北部高等学校、長野県長野商業高等学校、長野県長野工業高等学校、長野県松代高等学校、長野県屋代高等学校、長野県屋代南高等学校、長野県上田染谷丘高等学

校、長野県丸子修学館高等学校、長野県蓼科高等学校、長野県望月高等学校、長野県小諸商業高等学校、長野県小諸高等学校、長野県茅野高等学校、長野県諏訪清陵高等学校、長野県下諏訪向陽高等学校、長野県岡谷東高等学校、長野県箕輪進修高等学校、長野県駒ヶ根工業高等学校、長野県飯田O I D E 長姫高等学校、長野県阿智高等学校、長野県蘇南高等学校、長野県木曾青峰高等学校、長野県塩尻志学館高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県穗高商業高等学校、長野県大町岳陽高等学校及び長野県白馬高等学校に限る。(2)において同じ。)の職員」を加え、同(2)中「事務局等職員」の次に「並びに県立中学校及び高等学校の職員」を加え、同4を同3とする。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

#### 長野県教育委員会規則第3号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県須坂商業高等学校の項及び長野県須坂園芸高等学校の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高校教育課

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

#### 長野県教育委員会規則第4号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（省令第18条の2の表の備考第4号の適用による単位の修得方法）

第21条 省令第18条の5の規定により法別表第8の規定による一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、省令第18条の2の表の備考第4号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第4のとおりとする。

別表第3の次に次の別表を加える。

(別表第4) (第21条関係)

所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する最低単位数				教科又は教職に関する科目	
				教科に関する科目	教職に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
					教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法		
小学校教諭の二種免許状	幼稚園教諭の普通免許状	1	10	教科に関する科目	7	1	2	教科又は教職に関する科目	
	中学校教諭の普通免許状				7		2		
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	1	11	7	2		2	教科又は教職に関する科目	
		2	8	5	1		2		
	高等学校教諭の普通免許状	1	6		1	1	1		
高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。)	1	9		1		2	6	

(備考) この表の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、省令第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。

様式第22号中「(第21条関係)」を「(第22条関係)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

高校教育課

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

#### 長野県教育委員会規則第5号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項を削り、同条第7項中「並びに専攻科としてのデザイン工学科」を削り、同項を同条第6項とする。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

特別支援教育課

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

#### 長野県教育委員会規則第6号

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則（平成20年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第3条第1項第1号中「（園長を含む。以下同じ。）」を削る。

第9条第1項中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教学指導課

長野県短期大学付属幼稚園規則を廃止する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第7号**

長野県短期大学付属幼稚園規則を廃止する規則

長野県短期大学付属幼稚園規則（昭和40年長野県教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県青年の家規則を廃止する規則をここに公布します。

平成29年3月27日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第8号**

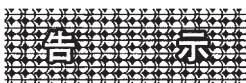
長野県青年の家規則を廃止する規則

長野県青年の家規則（昭和42年長野県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課



**長野県告示第154号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
くろさわ病院	佐久市中込1-17-8	平成32年1月30日
長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会666-1	平成32年1月30日
長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院	長野市信州新町上条137	平成32年1月30日

医療推進課

**長野県告示第155号**

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県諏訪地方事務所並びに茅野市役所において縦覧に供します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
御射鹿池駐車場事業	[区域] 茅野市豊平

自然保護課

**長野県告示第156号**

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県諏訪地方事務所並びに茅野市役所において縦覧に供します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
蓼科湖園地	[区域] 茅野市北山
桜平線道路（車道）	[路線] 起点 茅野市豊平（国定公園境界） 終点 茅野市豊平（歩道夏沢鉱泉線との交点）

2 変更した事項

事業の規模（拡大）

自然保護課